

## 1 校則改定の定義及び手続について

- (1) 校則改定の提言は本校の教員、生徒、保護者であるならば、誰でも可能である。
- (2) 校則改定を提言するものは、任意の用紙に記入し、教員に提出する。
- (3) 用紙を受け取った教員は生徒指導主事に用紙を提出する。(直接生徒指導主事に提出してもよい。)
- (4) 生徒指導主事は管理職の指導を仰ぎつつ、提議された内容を生徒指導部会に諮る。
- (5) 生徒指導部は、必要に応じて生徒や保護者、教員の意見を集め、改定の是非について審議する。
- (6) 校則を変更する場合は、変更案を運営委員会で提案し、校長の決裁を得る。

## 2 服装規定

- (1) 制服は、学校指定のものを着用し、特殊な変形等は禁止する。
  - ア 左襟には学校指定のバッジをつける。
  - イ ネクタイ・リボンは、ポロシャツ着用時を除き、学校指定のものを常時着用する。
  - ウ スカート及びキュロットスカートの丈は、ひざ丈とする。
  - エ 暑い時は、学校指定のポロシャツを着用できる。(ネクタイ・リボンは不要)
  - オ 制服はAタイプとBタイプがあり、どちらを選択してもよい。
- (2) 防寒衣
  - ア 防寒衣等の種類と着用について
    - (ア) ニットセーター、ニットベストは学校指定のものを着用できる。
    - (イ) ニットセーター、ニットベスト以外の防寒衣は、教室内では着用しない。
    - (ウ) ストッキングを着用するときは無地ベージュ色、タイツを着用するときは無地黒か紺とする。
- (3) 更衣
  - ア 更衣移行期間は設けない。体調に応じて学校指定のものを選択する。
  - イ 離任式、入学式、卒業式は、ジャケット、シャツ、ネクタイ・リボンを着用する。
  - ウ その他の式典及び集会については、指定された制服を着用する。
- (4) 履物
  - ア 皮靴または運動靴とする。
  - イ 校舎内では学校指定のスリッパを使用する。
  - ウ ソックスは白、黒、紺またはグレーの標準ソックスとする。
- (5) 頭髪
  - ア パーマ、カール等の特殊技巧や染色・脱色を禁ずる。
  - イ 清楚で清潔感のある髪型とする。
- (6) 装飾品  
学校生活では不要なので、装着しない。
- (7) 異装  
やむを得ない理由で異装を希望するときは、「異装許可願」を担任に届け出て、生徒指導部の許可を受ける。

### 3 制服の着用と「身分証明書」の携帯

- (1) 登下校には、制服を着用し、「身分証明書」を携帯する。
- (2) 休祭日、長期休業中の登下校も、制服を着用する。ただし、部活動のみで登校する場合は、各部活動で定められた服装で登校してもよい。

### 4 自転車通学

自転車通学は許可制とし、許可の条件は以下の通りである。

- (1) 禁止車体の自転車（ドロップハンドル・ミニサイクル・競技用自転車）は使わない。
- (2) 防犯登録をすること。
- (3) 自転車は常に整備し、ハブステップがついていたりライト・ブレーキなどが故障していたりするものは使用しない。
- (4) 自転車は、学校指定のステッカーをはり、反射板をスポークに付け、必ず施錠して自転車置き場に置く。
- (5) 雨天時は、雨合羽を着用し、傘さし運転は絶対にしない。
- (6) 以上の許可条件のいずれかに違反したり、交通安全規約を守らなかったりする場合は、許可の停止、取り消し、その他の指導を行う。
- (7) 自転車通学では、ヘルメットの着用に努める。

### 5 交通安全

- (1) 交通ルールを守り、交通事故・違反のないようにする。
- (2) 「四ない運動」（免許をとらない・バイクをもたない・バイクに乗らない・バイクに乗せてもらわない）の立場から、原付自転車、自動二輪車、自動車の利用は原則として禁止する。また、保護者以外の自家用車等による送迎も禁止する。
- (3) 交通事故にあったときは、速やかに担任を通じて、「交通事故に関する報告書」を生徒指導部に届ける。
- (4) やむを得ない事情でバイクの運転免許取得を希望する場合は、担任・学年主任と相談し、「原動機付自転車運転免許取得許可願」を生徒指導部に提出し許可を受ける。

### 6 アルバイト

- (1) 全日制生徒においては、アルバイトは特別の場合を除き禁止する。やむを得ない事情がある場合は、事前に保護者及び担任と相談し、「アルバイト許可願」を提出して学校の許可を得る。
- (2) 昼間定時制生徒においては、アルバイトをする場合は「アルバイト許可願」を提出し、学校の許可を得る

### 7 下宿

下宿する場合は、担任を通して「下宿届」を提出する。